

## 第二十八回 参議院法務委員会会議録 第七号

(七六)

		説明員		
		法務省入国管理 局登録管理官	豊島	中君
出席者は左の通り。				
委員長	青山 正一君			
理事				
大川 光三君				
一松 定吉君				
棚橋 小虎君				
宮城タマヨ君				
雨森 常夫君				
井上 知治君				
大谷 翁潤君				
小林 英三君				
重宗 雄三君				
吉野 信次君				
赤松 常子君				
亀田 得治君				
藤原 道子君				
後藤 文夫君				
辻 武壽君				
○委員長(青山正一君) 本日の委員会を開会いたします。				
○外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)				
○婦人補導院法案(内閣送付、予備審査)				
○参考人の出席要求に関する件(内閣送付、予備審査)				
○充春防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)				
○委員長(青山正一君) 初めに、丸の運営等に關する調査、充春防止法の施行運営状況に関する件の審査、調査のため、來たる二月二十五日午後一時、参考人の出席要求をすることにいたしたいと存じますが、さよう決定することに御異議ございませんか。				
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕				
○委員長(青山正一君) 御異議ないと認めます。それでは参考人の人選等につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じます。				
内閣審査署留置場における暴行致死問題を議題といたします。				
事務局側	西村 高兄君			
常任委員会専門員				
法務省入国会専門員				
法務大臣	法務大臣			
警察庁警務部長	警察庁警務部長			
警察庁刑事部長	警察庁刑事部長			
警察庁警備部長	警察庁警備部長			
法務省矯正局長	法務省矯正局長			
渡部 善信君	渡部 善信君			
山口 審平君	山口 審平君			
竹内 喜雄君	竹内 喜雄君			
伊関佑二郎君	伊關佑二郎君			

になって頭をかかえたような格好をしておられるのを目撃をしまして、どうかしたのか、いろいろと尋ねましたところ、頭が痛いということで、しばらく見ておりますと、壁に寄つかかるようにしてその場に倒れたということです。そこで、その当直の警部補は、これは何かからだのかげんでも悪いのではないかというので、直ちに看守の巡回とともに、応急手当をすべく房から寺見氏を出して様子を見たわけであります。呼吸が少し困難な状況もございまして、看守巡回は人工呼吸等の修練もつんでおりましたので、さつそくそういう手当をしつつ救急車を呼びまして、近くの日比谷病院に入院させるべく手配をいたしたのでござります。数分のうちに救急車が参りまして、応急手当をした上、日比谷病院に入院していただいたのでござりますが、遺憾ながら零時三十分ころ日比谷病院においてなくなられたと、こういう事案でございます。

零時半に、今申します通り、日比谷病院においてなくなられたのでございりますが、先ほども申しました通り、住所がはつきりしなかつたということでも、さつそくとにかく家族の方に連絡しなければならぬというので、八方手を尽しまして探しました結果、午前四時半ころになりまして、寺見氏の内妻に当られる方の住居がわかつたのであります。そこで、丸の内署の方から、署の方に来ていただきようによに連絡をいたしたのでござります。その方がお署においでになつたのが朝の五時半ころでございましたか、来ております。それからその方にいろいろ事情をお聞きしましたところ、寺見氏のお父さんの住居もわかりましたので、その方に御連絡を申し上げまして、お父さんが丸の内署においてになつたのがおおむね午前七時ころといふうに聞いております。そして検事の検視、あるいは監察医の検案、こういうような法定の手続を終りまして、家族の方々に初めて寺見氏の遺体に対する対面をしていただいたということになりますておるのであります。この辺のところが私ども振り返って考えまして、遺族の方に対してもお親切心と申しますか、そいうった点において創意工夫、努力が足りなかつたのではないかといふように、報告に接しておつた限度においてお自身反省をしておるのであります。

そこで何といたしましても、こういう不祥の結果になりましたことに對しましてはおそらく感を同じじらしておるものと思つておるのであります。

警視庁関係當局の者もこの点につきましても、どういひききつ、どうい

原因でそううなつたかといふことを突きとめることが当然必要でござります。丸の内署といたしましては、さうそその晩の監視勤務に当りましたすべてについて、また、今申しました第六章ないしは第四房、房を同じじゅうした者の関係者から事情を聽取するという快置をさっそくにとつたのでございます。ところが、その当時の取調べにむきましては、関係警察官はもとよりのこと、同房者の方々も、格別手荒なことをして寺見氏を死に至らしめるよくなことはなかつた、とういうことに相なつておるのでございます。当時決つていいかげんな調査をしたとは思つておりますが、それ以上の真相を究明し得なかつたのでございます。

も、こうした遺憾な事案を起しまして、以上、事故の起りました当時調べて、先ほど申しますように、関係者が格別訴されるというようなことに相なつておるのでござりますが、この新たなる結果、田中輝男氏なる者が暴行者で訴されることは、あらためて当時の関係者の方々につきまして十分再検討いたしまして、もしその間に、不幸にして警察官に手落ちがあると申しますか、行き過ぎがありましたら、責任を追及すべきような点がございますならば、嚴重に責任を追及すべきものである、かように考えまして、警視庁におきましては、自ら引き続きこの問題につきましては、あらゆる角度から検討を繰り返しておるのでござります。しかし今申します通り、田中輝男という被疑者が暴行罪で起訴され、引き続き起訴後勾留をされており、東京地椿においてはさらに捜査を続行されているような關係上、事件の真相を明らかにする上において最も中心となるべき田中氏自身に、警察としては当ることができないというような状況もあります。また、検察庁の方において、いろいろ関係者を取り調べられた資料等をお見せいたしましたが、真相究明の上において、やや難渋をいたしておるという点はあるのでござりますが、今後ともある努力を払いまして、事案の再検討の上、真相を究明し、もし警察官の手落ちがあり、責任を追及すべき事案

が発見されますならば、それに基いて必要な措置をとるという態度をもつて、警視庁当局においては関係者が努力を続けておる、こういう状況でござります。

留置場の看守の勤務といふと、つましても、その態勢そのものについても反省すべき点が、この結論に出てますならば、今後十分そしめた点は反省をさせたいと思つております。警察の被疑者等に対する態度といつてもして、あくまで基本的人権の尊重ということが基礎にならなければならぬことは申すまでもないことでござりますので、被疑者の取扱い等について、行き過ぎと申しますか、人権を侵害するようなことが、絶対にあってはならないことは、かねがね十分指導教養をいたしましておるつもりでございますが、未だ想定において、いまだ徹底していない点があるということの結果、こうしたことが起つたということであれば、これは将来の十分反省の資料にしなければならぬ、かように考えておるのでござります。今申しますように、事案の真相究明のために、なお若干の時間をおかけいたしますが、同時に、真相究明の曉におきましては、責任を追及すべきものは追及し、今後警察全体といたしまして、こうした事故を再び起すことのないよう反省をし、あるいは教養をしなければならぬ点は十分に戒心して参りたい、かように考えております。

○委員長(森山正一君) 本件に関する  
政府から石井警察庁長官のほかに、唐  
澤法務大臣、竹内刑事局長がお見えにな  
つております。  
御質疑の方は御発言下さい。

○赤松常子君 私、今日法務行政一般及び基本的的人権擁護に関しまして、一般的な実例に則して、少しお尋ねしてみたいと思うわけでございます。

おるわけでござります。これはこの前にもちょっと申し上げました通り、諸外国におきましても、泥酔者に觸する刑事立法といふものは非常にむずかしいもののようにございまして、従いまして、その立法例もまちまちになつてゐるようござります。すなわち、この刑事責任となりますと、本人が意識をして、罪を犯すの意思があつて初めて処罰されるべきものでございまして、その原則論から申しますすると、多くは刑事責任を免れる、あるいは軽減されるということになるわけでありますが、しかし、そういうことで放置しておきますると、周囲の迷惑といふものはこれはまた甚大なものがあるわけでございますから、そこに立法上の技術として非常にむずかしい問題がござります。そこで、法務省といいたしましては、刑法改正準備会といふものができるまでございますから、それから刑法全学者・専門家が集まつてこれら刑法全般についての改正の具体案を作つておられるその直前の用意をする、現実の起案をする研究会でございまして、朝野の学者・専門家が集まつてこれら刑法全般についての改正の具體案を作つておりますが、ことに、今御指摘のようなことがございまして、内閣でもそれが問題になつたことがございました。泥酔者に対する何か立法措置を講じなければいけないということで、それによつてまあ促進をされまして、いろいろ案を研究中でございまして、まだ成案にまでは至つておりませんが、御意見の通り、何とか立法上の措置をしなければいけない、かように今考えている次第でござります。

頂に、一庇酒の上の暴力行為が取り締まるといふこともござりますが、これももちろんほんとうに限定された内容でございます。で私、婦人会のいろいろな御要望は、今申し上げましたように、ほんとうに世界に類例を見ないくらいの酒飲みの天国だということを、去年京都地裁の泥酔者を裁判いたしました判決例の中にも、その裁判当局がそういうことを言つておられるくらい、ほんとうに酒をいつでも売っている、いつでも飲めるという状態なんだとさいます。今申し上げましたように、外国でもいろいろ、イギリスにしろ、スイスにしろ、フランスにしろ、こういう酒の上の暴力行為犯罪といふものは相当手厳しく取り締まる法律がすでにあります。どうぞ今、懇親をなさいまして、日本も文化国家並みに街路上に泥酔者の千鳥足で歩くような人のないようにしてもらいたいと思いますが、その刑法の改正審議会といふのはいつどる結論が出るのでございましょうか。また、具体的に相当進んでいるのでございましょうか。また、その精神、目的がわかつておればちょっとと御答弁いただきたいと思います。

仮案そのものにつきましては再検討を要する事態になつております。そこで、この仮案の全面的な検討といふ趣旨をもちまして、昨年来、小野清一郎博士を中心といたしまして、学者、実務家を集めて刑法改正準備会といふのを組織して鋭意仕事を進めておりました。で、ただいまの状況としまして申しますと、刑法の各編に関する部分の仕事を一応終了いたしました。そして、たゞ總則の方に進んでおります。そしてこの冬ごろまでには大体全部を完了いたしまして、さらに第二講演会と申しますが、適当な時期には公表もいたしました。して、さらに世論の批判を受けまして、そして逐次法制審議会にかけ、この議場にも御審議をわざらわすという大体の腹組みで進んでおります。たゞいまの泥酔者の点でございますがこれは仮案にもござりますし、当然準備会でも取り上げておる問題でございます。御指摘のように刑法三十九条「心神喪失者ノ行為ハ之ヲ罰セス」、こうなっております。泥酔者が心神喪失であるかどうかといふことが裁判上争はれるわけでございます。これをまあ純然たるお医者さんの立場から申しますると、あいていの、泥酔状態になつておるのは、これは科学的に申せばはあります。ただし心神喪失の状態にある、こういうふうになりますと、あくまでも泥酔者の犯罪といふものがそよ簡単に無責任だといふふをもつて無責任だといふわけにはいかぬのだといふことからして、国民からしますと、それは一時的にそつたのだから、自分でそうやつたのだから、それ

うには言い切ってしまえない事情にござります。それでは、裁判は一体どこかといふと、お医者さんと国民の一部感情との中間あたりをたどつておるとうに思ひます。されど、これにはいろいろ刑法上の問題もございまして、原因において、自由な行為といふ學説がござります。まあ自分が泥酔して、自分の心神喪失状態を利用し相手に傷をつけてやろうといったようなことをしらふの間に考えて、そちら犯罪を犯した。なるほど、犯すときには心神喪失の状態であつたけれども、その前においてそういう考えがあつたと認められる場合にはなお責任を負うべきであるという学説がござります。そういうものや、その他、裁判例におきましては、少くとも故意はもつてゐても過失責任はあるといつてよい判例もございまして、何とかしてこの泥酔者についての責任を追及するといふ考え方方は、判例の上にも現われておるのでございますが、究極的にはこれららの問題は、保安処分と申しますとか、そういうような形で諸外国でも取り上げられておりますので、たゞいま私ども研究しておりますのも、そぞろにうラインで研究を進めておるようも状況でございます。



点は十分考慮してほしいと思うのです。人権々々といふけれども、その人権は、それは本人を守つてやるという立場に立てば問題じやないのぢやないでしようか。私は、観光日本というような立場からいえば、諸外国どこへ行つても、酔つぱらいが多いといわれることが、日本における男の性道徳の低さというようなことが、外国では非常に軽蔑されているもとだということを、この際、赤松委員の質問に因連いこしまして、一つとく御注意を願いたい。

○赤松常子君 私ただいま、保護目的一としてそのときの状態を処理していくつしやる、これは十分おつしやつていただきて安心もいたしましたが、ところが、今から具体的に質問を申し上げる事件には、そういう精神なり法の規定というものが、少し行き過ぎて行われたという結論が出ている、こういうことを私大へん遺憾に思うわけでござります。先ほど長官から、今度の十月四日の寺見氏の警察内における怪死事件、これのいきさつをるる御報告がございまして、大体のことはわかつておりますけれども、まだいろいろと納得のいかない点が少しつづございますから、今後順を追つて質問申し上げたいと思うわけでござります。

まず第一に、この問題は、その当時さまざまなる新聞に報道されておる問題でございますが、この寺見氏が連れて闇ではぼ存じておりますが、今あなた様の御説明でもわかつておりますけれども、それは本人を守つてやるといふ立場に立てば問題じやないのぢやないでしようか。私は、観光日本というよ

くお聞きしたい。というのは、有楽町のホームでだいぶ酔つて、そして駅長室のガラスを破損された、で、その事件が起きたので、警察の方に連絡があつて、そして警察に同行された。そのときの、今おっしゃるあなたの保護の点と、保護という目的のそのやり方と、それから寺見氏を連れていかれた、その状態でございますね。ほんとうにそのときの警官が、保護の目的で寺見氏をお連れしたのかどうか、その辺のことがおわかりであれば、もっと詳しく御説明願いたいと思います。

○委員長(青山正一君) 速記を始め  
て。

〔速記中止〕

○政府委員(石井榮三君) 先ほど御報告の際にも、その点を申し上げたところのございますが、重ねてお答えをいたします。

昨年十月四日の午後八時十分ごろ、国電有楽町駅構内におきまして、寺見氏が飲酒めいでいの上、駅長室入口通路のとびらを足で飛ばして、ガラスを破損をした。こういうことが事の起りでございまして、駅員から被害届を受けました駅前の派出所の巡查——岩田並びに久保田という両名の巡查が現場に参りました。まあガラスの破損程度でござりますから、でき得べくんば当事者間で交談解決するならばそれが望ましいと思いまして、そういうあつせんをいたしたのでござりますが、めいていのため容易に解決に至らない。一方、駅当局からは器物毀棄の警告が

○赤松常子君 そのとき寺見氏はひとりで歩行できる程度だったのですから、いかがござりますか。

○政府委員(石井栄三君) 報告によりますと、今申します通り、二人の巡査が両方からかかるようにして丸の内署まで連れて行つたというふうに聞いております。

○赤松常子君 丸の内署に連行されまして、すぐに調書をお作りになられたでしょうか。そのときに寺見氏は、自分の氏名、住所並びに職業などをはつきり言われたのでございましたようか。または本人は犯行を認められたのでございましょうか。

○政府委員(石井栄三君) 当日の当直で捜査の方の担当者であつた警部補が寺見氏に対しまして、犯罪事実の要旨及び弁護人を選任できる旨を告げて、いわゆる弁解の機会を与えたのでございますが、寺見氏はかなり醉つておられた関係もありまして、おれがなぜこんなところに連れてこられるのかと、住所も名前も答える必要はないというふうに供述を拒否されたようござります。

○赤松常子君 寺見氏はりっぱに職業を持っておられるし、そして相当のまあ家庭も持つていらっしゃるし、御家族の方もおいでになる方でござりますが、あれでどうか、私思いますが、そのガラスの一枚の破損ぐらいでござりますね、今あなたは、示談のあつせんをしたとおっしゃっておられますが、この程度の器物破損でこういうふ

うに引っぱられていくといふことがあります。当であるかどうか、今申しますよろしくおに、職業も持ち、はつきりした住所もありますが、その方が、ガラス一枚の破損ぐらいでこういふうに留置場に持っていくから、家族もある方なのでござりますが、そのように現地の警察官も一応考えないうござります。ところが、田舎にお話をつかない一方、駅当局からは告訴があるということになりますと、警察官といたしましては、これを取り調べをしなければならないということになるわけでござりますが、その際に住所その他が明らかでありますならば、翌日また出直ってきていただくといふ取調べの方法もあるわけござりますが、この際は、先ほど申しましたように、住所も名前も言えないといふようなことで、お答えが願えない。そこでもまあ衣類を拝見した結果、身分証明書と申しますか、そういうようなものがありましたので、お勤め先もわかつたのであります。そこで勤め先の方に、もぐる警察としては連絡をとつてみたのですがあります。そこで勤め先の方に、ようでありますか、夜のことござりますので、宿直の方もおられなかつたのでござりますが、該当の番地の所にはそういう方が住まつていないといふことがありました。また、一応住所と目されるところの所轄署の方にも手配をしてみたのでございますが、該当の番地の所にはそういう方が住まつてないといふこと、どうな回答が来た、こういうことです。

○赤松常子君 調書がその晩はどうとうできなかつたわけなんですね。  
○政府委員(石井榮三君) その通りでござります。  
○赤松常子君 私、聞いておりますと、これは「くなられた方でございますから、死人に口なしで、その当時のことをかいい事情というものははつきりわからぬだけれども、ほんとうに遺憾でござりますけれども、この程度のことで二人の方が引つぱつていかれ、そろして非常に辟つていらっしゃつて、興奮状態にいらっしゃつたわけでございましょうけれども、あまりひどいやううではなかつたか。その前後の事情といふものが何か違法な点があつたのぢやないか。これは今申しますように死人に口なしでござりますから、どうも真相ははつきりできないわけでござります。けれども結論といたしましては、ガラス一枚の破損でござりますから、これは御承知のように罰金事犯、二万五千円程度の罰金であると思うのでござります。この程度の軽微な犯罪で逮捕するということは、一応三百七条で禁じてあるのぢやないか。こういうことは私一応行き過ぎではなかつたか、こう思うのでございまして、もう一度そのことなどをちょっと御説明下さいませんか。

○政府委員(石井榮三君) 最初に申し上げました通り、ただいま赤松委員からおっしゃるようなことも含めまして、私はこの事案の全般について真相を究明し、反省すべき点は十分反省

をし、将来再び行き過ぎのないようになりますが、この新規紙上には、警察官に十分話ををしていきたい。

○赤松常子君 これは酔っぱらうということと自体犯罪ではないのでございまして、その結果、周囲に迷惑を及ぼすといふことから犯罪が構成するわけであります。どうぞこういう軽微な問題についての犯罪については、先ほどくれぐれも繰り返しおっしゃったように、保護を目的として、あまり人権のじゅうりんにならないように、その精神に沿つてやっていただきたいと思うのでございますが、その次に進めて参

しよ。

それでは、寺見氏を丸の内署にお連れになって、先ほどの御説明のように、最初は保護室にお入れになり、それから少年室にかわって、それから他の方にかわった。これも御説明がございましたけれども、少したんたんといましまして、私どもの聞いております内容とは少し違う点がござります。私の問題にしたいのは、最初お入れになつて、それから第六号にお入れになつたそのいきさつをもっと詳しくお聞きしたいと思います。

○政府委員(石井榮三君) 私が先ほど御報告をした以上の詳細なことは、ちょっと正確に記憶いたしておりませんので、もし必要がありますならば、直ちに主管部長、その他関係の者を呼びましてお答えをいたしたいと思うのであります。

○赤松常子君 これが大へん問題で、根本だと思います。これは当時の十月二十六日の東京新聞にも掲載されておることでございまして、私は

どもそれで承知をしているのでござりますが、この新規紙上には、警察官に十分話ををしていきたい。

○赤松常子君 これは酔っぱらうということと自体犯罪ではないのでございませんが、この新規紙上には、警察官に十分話ををしていきたい。

室に入れて、本人が騒ぐので、少年室に移し、そこでまた留置場にかえたということですが、事実はどうもそうたんとかえられたのではなくて、そ

こに何か事情があつた。こういうふうなことが予想される記事が出ておるわけでござります。これが根本だと思つてございまして、これをもう少し答

いと思ひます。

○政府委員(石井榮三君) 最初に申し上げましたように、私は、繰り返し申し上げるようですが、今御指摘のようない点もさらに十分再検討しまし

て、私ども警視庁当局から報告を受けたおのでは、私どももどうも腑に落ちない点があるので、さらに十分徹底的に真相を究明するより申ししつけておるのでござります。ただいま御指摘のあつたことも、今後さらにはつきりお聞きしたいと思います。

○政府委員(石井榮三君) 私が先ほど御報告をした以上の詳細なことは、ちょっと正確に記憶いたしておりませんので、もし必要がありますならば、直ちに主管部長、その他関係の者を呼びましてお答えをいたしたいと思うのであります。

○赤松常子君 問題はもう去年起きていたことなんだとございまして、新聞にも当時さまざま書かれていることなんですが、今その大事なボイン

に事実を隠蔽——こういうことを申し上げては何ですかとも、警察側の落度に対してもそれを隠蔽しようというよ

うな御意図があるのではないか、これに移して、そこでまた留置場にかえたということですが、事実はどうもそうたんとかえられたのではなくて、そ

うな御意図があるのではないか、これに移して、そこでまた留置場にかえた

度に対してもそれを隠蔽しようというよ

うな御意図があるのではないか、これに移して、そこでまた留置場にかえた

度に対してもそれを隠蔽しようとい

うな御意図があるのではないか、これに移して、そこでまた留置場にかえた

度に対してもそれを隠蔽しようとい

うな御意図があるのではないか、これに移して、そこでまた留置場にかえた

度に対してもそれを隠蔽しようとい

うな御意図があるのではないか、これに移して、そこでまた留置場にかえた

た点を十分に真相を究明するように手はずしておるのです。

○赤松常子君 今それを認めて、もしもそれがほんとうであれば、これは大へんことだとおっしゃつております

が、私どもの経験では、どうも看守の方が、御自分で何か取締りができる場合は、いわゆる牢名主といふような人にまかせて、その監房の治安といいましょか、そういう騒がしいことを静かにする役目をさせておいでになる

まいります。そういうことが今なお各警察で行われているようだも聞いておるのですが、その端的な現われが、こういう場合に相手を殺したとい

う事実になつて現われていると思うのでございましょうが、いかがでございましょか。

○政府委員(石井榮三君) 第六房に移しましたのは、私最初にも御報告申しましたように、看守の見やすい房であつたようだに解釈したらいいものでございませんけれども、リンチにひとしきれませんけれども、

いことが看守の一一番見よいお部屋で行なわれていたということに対しても、どういう中ににおける、言葉は過ぎるかも

しませんけれども、

いたして参りましたならば、その際に

そこに警察側の何らかの手落ちがある

といふなら、これは十分責任を追及していきたいと思うし、今後そういう行

き過ぎの点がありますならば、今後十分反省をして改めていきたい、かよう

官の中には、そうした基礎的なもののが数多い中には絶無ではございません。それはなほだ残念でございますが、そうした点は今後さらに一そく指導、教養を徹底することによって、今後絶無を期したいと、かように考えております。

○赤松常子君 私の調査によりますと、そのときに同じ房に入れられたI氏という人が、非常に警察側に不利な証言をしておられる。これはその後、丸の内署が呼び出して、三時間にわたってその警察側に不利な証言を変えるさせていらっしゃる。その反対の口述をとつておいでになります。こういうことが私どもの調査では判明しておるのであります。これは明らかに非常に恐ろしいことだと思うのですが、丸の内署はなぜこういうことをなさったのですか。どうぞいましょろ。

○政府委員(石井栄三君) そういうことがあったということとは、私は報告に接しておりません。もしそういうことが事実であるならば、まことにけしからぬことでありますから、ゆゆしいことであり、決して放任できないことです。あり、十分責任を追及していかなければならぬと思います。そういう点も、先ほど来しばしば申す通り、十分再検討いたしまして、善処したいと考えております。

○赤松常子君 いずれこのことは寺貝氏のお父さんが東京地檢に告訴していらっしゃいますから、そういう事実は法廷ではつきりしていくことと思います。

それで、私の調査によりますと、先ほどもあなたのおっしゃったように前に入っていた田中某という人が偶然なことから犯人であるという事実がわかつて参りました。それで告訴によりまして、田中某という人が暴行罪で今拘束されている。それを先ほどあなたはおつしやいましたが、私は單なる暴行罪ではなくて、暴行致死と私は思ふのでござりますが、なぜ單なる暴行罪としてやらしているのか。この警察当局も、それでは暴行罪として今拘束さ

先月十六日付で起訴されましたことは、最初にも御報告いたしました通り、東京地検に対して告訴がありました結果、東京地検において捜査をされた結果に基づくものでございまして、警

察はこれには何ら関与いたしておらないのでございまして、従いまして、どういう証拠、理由に基づきまして暴行罪になりましたかは、私はただいま承知

をいたしておらないのでございりますが、もし竹内刑事局長の方で地検側の何らかの報告がありましてたら、その方からお答えをして、ただくのが至当か

○政府委員(竹内壽平君) なぜ暴行罪  
と思ひます。

て起訴をしたかといふ点でござりますが、結局、現段階におきましては、暴行罪の程度しか認められないで、暴行罪で起訴したということになるわけでござります。もう少し詳細に申し上

げます。吉村という監査医の方が解剖をしておりますが、解剖所見によりますと、急性心臓麻痺といふことになつておりますて、死体は火葬に付き

れております。それから、その解剖所見の外傷はありますけれども、それらの外傷はいまだもつて致命傷と認められるとするようなものではない、こういふ客観的な死の結果を誘致したというような解剖所見になつておらないということが第一でござりますが、それからなお、関係者の供述によつて暴行を加えた事実は認められますので、ひとまず暴行ということで起訴をみたようでございます。

しかしながら、検察官としましては、なおこの解剖所見に何か見落しがあるのじやなかろうかといふ考え方を持つておるようでございまして、関係者の供述、特に暴行の程度でござりますね、そういうものを詳細に供述調書になつておりますので、それらと諸般の事情とを総合して、この暴行と死の結果の間に、いわゆる因果関係があるのじやなかろうかといふ点につきまして、さらに東京大学の法医学教室に、暴行と死の結果との間に因果関係があると認められるかどうかといふ鑑定を求めておるというのが現状でございまます。その結果を待ちまして、場合によりましては、もしも因果関係があるといふことになつて参ります場合には、公判におきまして、あるいは傷害致死といったような罪名の訴因の変更と申しますが、そういうふうに起訴事実を変えまして裁判を求めるところにならうかと思うのでござります。そういう関係もありますして、ただいま起訴は受けておりますが、裁判所の方も法廷を開いておらない状況でござります。

行政と死といふことの因果関係の濃いところの場合、死者的の場合、どうして行政解剖だけでお済まになつたのでしようか。もつと司法的な見地における解剖、今のような司法解剖といふのはとても立会人がたくさん必要なのでござりますね。そういう嚴重な手続によって、あるいはその環境によっての解剖をなされなかつたのでございましょうか。これが一つ疑義なんですが、いますが、それで、今のように暴行か致死かということの原因が不明になつてゐる場合ですね、なぜ簡単に行行政解剖になつたのか。もつと嚴重な司法解剖にお付しにならなかつたのでございましようか。

疑念は、今日この結果を見ますると、まさしく起つてくる疑問でございます。当時愛死通知を検察庁が受理いた

しまして、検事が丸の内警察へ現場を見に行つたようでございます。そのときの状況が、先ほど申しましたように、まず何としても、外傷があるかど

うか、その外傷が致命的な傷であるかどうかということは、どうしてもまず第一に見なければなりません。その観点から見ますると、いずれも致命的な

傷は外部からは見られない。それから病院のお医者さんの方は、これは心臓麻痺内なるものである、こう、う二三と

原田さんのお宅であります。お手元に持つておられた  
車の車検証を、お預かりしておきました。

生した当時には、死人に口なしだから、あまりまずいことは言うなどといふような申し合せをした形跡がありま  
す。それらの人たちの関係者の供述等

から、別段暴行をふるつたような様子で最初の検死が行われましたのと、検事といったましても、犯罪があるといふように疑うに足りる十分な理由がなかったというところからして、これを司法解剖をしませんで行政解剖の方に回してしまつた。こういうことになつておるようござります。

○赤松尊子君 私は、大へん重大な問題だと思うわけでござります。今おっしゃつた中に、いろいろな方が、それに関係していらっしゃる方が口をそろえて、何か死人に口なしだからとうことまで、そこをすらつと切り抜けるような措置にお出になつたのではないかという、そういう疑いがますます濃厚になるわけでございます。これもいすれ法廷で明らかになることでございましょう。

その次に、私、死なれてから遺族に通知なさる前後の事情は、非常に不親切だったと思うのです。それは寺見氏の遺族が、十月五日の午前六時四十分ごろ、奥さんの住んでいらっしゃる玉川用賀町の交番の連絡でやつとわかつて、そして奥さんが出頭されまして。それで調査室で一人の刑事の方が、五日の午前零時三十分に御主人はなくなつたのだといふことを告げられた。さらに、そのときに署に、有楽町の駅から警察に連れてきて、大へん酔つて、そうして廊下の長いすに寝かせておいた。急に頭が痛いといって頭を抱えて、長いすから落ちて、どこか頭でも打つたのか、急に変になつたために、救急車を頼んで、そして日比谷病院へ頼んで救急処置をとつたけれども、ついた三十分钟になくなつた、こうい

うふうに一人の刑事の方が奥さんを尋見言つておられる。その刑事さんを尋見されたお父さんは会つて知つておられましたから、どの方がおっしゃつたかということは、顔を覚えておりますからはつきり言えると、こうおっしゃつているのですござります。けれども私は、今申しますように、いたずらにただ警察側は事なかれ主義で、頭を長いですから落ちて打つて死んだんでしょうというふうに、軽く遺族の方に言つておられる、こういうふうな扱い方。そうしていよいよ本人に会わせるときも、それからだいぶたつて本人に会わせていらっしゃる。で、実に、その間の扱い方、遺族に対する警察の態度といふものが、非常に、私どもは昔からある非民主的な態度のように思われてなりません。で、こういうふうなことを、一体どういうふうにお考えでいらっしゃいましょうか。繰り返して親切丁寧にとおっしゃつておりますけれども、事実、死んでいるその遺族に会わすのに、時間がたつている。でなければ、会わせていらっしゃらない。解剖にも遺族の方を立ち会わせておいでにならない。そういうことは許されていいものでございましょうか。

早く御説明すべきであるにもかかわらず、かなり時間がおそくなつておるといふこと、さらには、検事の検視あるいは監察医の検索等があるために、それらの仕事に追われて気がつかなかつたと、弁解がましいことを言つて接すべしであることは申すまでもないところであることは申すまでもないところでございまして、その点は、私、報告を聞きましたときに、まつ先に指摘したよな点でございます。

なお、解剖に立ち会わせなかつたところにつきましても、私の報告に接するところによりますと、解剖する場所の図等も書いて差し上げて、もし御希望ならば立ち会われるようとにいふことに遺族の方に申し上げたといふことに言つております。それらもまた事実でありますからですか、そういう点も含めまして、十分に実相を究明したいと考えております。

○赤松常子君 いずれまた、遺族の方にも、私、その辺のことをほつきり正しくお聞きいたしたいと思つておりますし、また、こういうこともいづれまた法廷で明らかになることと思つております。

ただ、私、遺憾でござりますことは、私の調査によりますと、遺族の方が再三四警視庁に行つて、そろそろその当時の留置人の名前を調べてもらいたい、そしてその真相をもつと究明してもらいたいということを、足を運んでお願いに上つたが、ところが、警視庁側はただ、警察側には落度はないと言ふのですよ。非常に民主的な警察で

あるといふことを強調されまして、一向に、当時そのときに入つておらず、た留置人の名前もなかなかお知らせもさらなかつたし、真相もはつきりおしゃらなかつたといふよくな、こういうような警視庁の態度、これは私は非常に遺憾だと思うのです。この点、娘り返し繰り返し今後の改善を願いたい、と思つております。

それから、先へ進みましょ。」のとが告訴されて初めて明るみに出て、そうしてふとしたことからこの真犯人がわかり、そして地検が今田中といふ暴行犯人をつかまえておる。それにかかわらず、なぜ警視庁が、この地元の警察署内に起つたことに對して、地検が手を入れる前に、なぜはつきりと真相をおつかみにならなかつたのでございましょうか。地検の手が入つて初めてこれが世間に発表されたといふようなことを、どう考えていらっしゃいましょうか。

ておるような事実を突きとめるところまで至らなかつたのでございまして、告訴がございましてから、何らかの御連絡をいただきたいというふうに申し出まして、可能なる限りいろいろ便宜をはかつていただくことによつて、警察の独自の捜査といふものをおつて友人に話しておるのを運転手の方の耳に入つて、それが回り回つて遺漏人が聞かれて、それが回り回つて遺漏の方の耳に入つて、告訴に至つたとうふうに聞いておるのでござります。その段階に至るまで、警察はいろいろ警察の立場において可能な限り調査は進めておつたのでございますが、眞實を見発見するに至らなかつた点はまことに申しわけないと思つております。告訴の事実に基きまして、先ほど乗車された通り、東京地検の鋭意捜査を行されました結果、一月十六日に至り起訴するに至つたのでござります。

行して参りたい、かように考えておるのでございます。

○赤松常子君 結論に行きたいと思ておりますが、ほんとうに、私の考では、この田中何がしという方ががたは暴行罪で処断されるということになれば、死なれたこの寺見氏もお気のにたえない次第でござりますから、の暴行と死因との因果関係をどうはつきりさしていただきないと、國一般も非常に、捜査の機関、警察にわれるその扱われ方に非常に不信と惑を抱くわけでございますから、点どころぞ、警察当局としてはほんとうはつきりしていくいただきたいと、こう願いするわけでござります。

それで、最後に私はお聞きいたしたいことは、こういろいろと人一人署内で不思議な死に方をしている、常にこれに疑惑がある、それに警察手をこまねいている、地検が入つやつとこれが明るみに出たといふになつてゐるということは、私ども常に遺憾に思うところでござります。特に御遺族に対するその態度は、非常に精神的御迷惑をかけておりまつたが、こういう御遺族に対してどうう——何と申しましよう、補償といましようか、どういうふうに考えてらっしゃるのでございましようか。もしも警察の落度があつたといてしまふ場合に、御遺族の精神的、経済的な攻撃に対するその補償でござりますね、これははどういうふうに考えていらっしゃいましょうか。

○政府委員(石井栄三君) 事案の真相を究明いたしまして、もし、不幸にして、警察側に重大なる落度があつたといいうようなことでもござりますなれば

方々に十分物的ないしは精神的に陳謝の意を表すべきことは、当然であると考えております。

○赤松常子君 そういうことに對して、前例ござりますのですか。こういふ警察側の落度により重大なる問題の起きた場合の遺族に対する補償でございますね、慰謝と申しましようか、そういうことに対しても何か前例がござりますのでしょうか。

○政府委員(石井栄三君) 今、具体的には記憶いたしておりませんが、國家賠償法にもそういう場合の救済規定がございますので、そういうものに該当する事例は過去においても若干あつたようになります。

○赤松常子君 どうぞこういうことをお忘れなく、責任の所在を明確になさいまして、そうして遺族に対する慰謝あるいは補償を十分お考えおきいただきたいことを、くれぐれもお願ひする次第でございます。

最後の質問は、いろいろと問題が明るみに出ましたが、そのときの扱われた看守の方、これはどういうふうにされておいでございましょうか。あるいはそういう看守の方々の怠慢と申しましようか、あるいはその署内の今までの風習で、そういうことはどうでもよかつた。先ほど申しましたように、牢名主に制裁させた方がいいのだといふふうなことで、今なお行なわれているのか、このときの責任者は今どういうふうに扱つていらっしゃいますか、その責任をどういうふうに今追及していくらっしゃいましょうか。

○政府委員(石井栄三君) たびたび申し上げます通り、事案の真相がはつきり

りいたしませんと、責任をどの程度に追及していくかの判断を下すことが困難でございます。従つて、ただいまは引き続き真相の究明に努力中でござります。結論を得ましたならば、その内容に応じまして、それぞれの責任を追及すべきものは追及したい、かように考えておるのでござります。ただ単に、その当日の看守勤務の警察官のみならず、日ごろそれを指導している監督の立場にある者も、平素の指導教養養育のものであることを想ひますから、そういう点もあわせて十分に真相を究明する上において、処置いたしたいと考えております。

れなさらないで、はつきり締めくくりをおつけになつていただきたいと思ひます。また、この法廷の最後の結論が出来ました場合には、それに対してもう責任をとつたかということも、この委員会に御報告を願いたいと思つております。私の質問はそれだけになります。  
○亀田得治君 ちょっとと関連して。こういう問題が起きた場合、時間的に責任関係を早くする、こういうことが非常に大事だと思います。以前の、たとえば五番町事件の当時でも、国会の法務委員会で何回にも催促して、ようやく国会の幕の切れる直前に、検査当局なりの処置というものがはつきりしたのです。で、あればおそらく、国会があまりやかましく言わないでおれば、国会終了後になる。そうすると、またそういう責任関係を明確にする時期がずっと延びてしまつたのではないかと、私ども非常にその当時何回もそぞろに心配をして、委員会で何度も法務大臣その他に要求したものですから、記憶がはつきりしておりますが、今回の場合でも、これほど世論の対象になつておるわけですから、先ほどから長官のお話を聞いておれば、一応筋はそれで抽象的には通るわけですが、しかし、これは時間を延ばしたからといって真相がはつきりするものではないので、むしろ関係者はあなたの部下の内部ですからね、物的な関係も人的な関係も、自分の掌握下のものなんですね。だから、そういう関係等から見ても、これはもう現在でもはつきりして、こうこうこういう事情ですということで、私が言えなければいけない時間がだと思うのですよ。だから、そういう点から考えますと、赤松さんのお尋

なはだ実は不満なんです。自分の掌握下のものなんですかからね。私はこの席上でたとえは二日内とか、あるいは五日内とか、少くとも一週間内にははつきりさせるということは、私は言えなければならぬ問題だと思います。ほんとうにお答そのような、責任という点をはじめて考えておられれば、私はそんなことは言明されていいと思うのです。また、そのつもりで一生懸命やつてもらわなければ、日がたつほどぼけらるわけですから、すべてのものが。その点、長官の方で、およそどのくらい内に一つはつきりしますと、ということは言明にならないのですか。いろいろやったけれども、どうもこの点がまだ不十分なんだということであれば、そのことはその際また御説明願えばわかることがありますから、何も言明したからと云ふこととは、そういうことは考えておかなければ、私どもはその責任を追及するといふことは、絶対にその日に説明が願えなければ、私どもはその気持であれば、私はこの際、何日以内にははつきりますと、そういう覚悟でありますと、いうくらいのことは、お答え願わぬと、大事なところが——世間の警察に対する疑惑といいますか、そういうことに對するところには私はならぬと思います。その点はつきりしてもらいたいと私は希望するのですが、いかがですか。

り、事件の真相を究明するに最も中心となるべき田中輝男なる方が、現在東京地検において起訴され、起訴後勾留されているという関係で、この人について事件当時丸の内署において調査したことと、現在地検において調査取調べを受けた内容と相当をもえたとしているその実情と、十分に突き合せるということが最も大事なポイントとなつてゐるのでござります。それが、東京地検の訴訟手続の関係等からいたしまして、緊密な連絡はとつて支障ない範囲において御連絡はいただいておりますが、今日たゞいまのところ、十分私どもの警察の立場において納得できぬ面もありますので、鋭意その点を至急に解決をはかるべく、東京地検の御協力をいただいて、問題の早期解決をはかりたいと、かように考えておりますのであります。従つて、それが具体的に何日やれば可能であるかといふことは、今直ちには明確にお答えできないのははなはだ遺憾でござりますが、できるだけすみやかに結論に到達すべく、あらためて警視総監の方に申し入れたいと思つております。

点は協力すべきだ、むしろこういうふうに法務当局としても私はすべき問題だと思います。今の御説明のようないいと、結局は相手が協力してくれないと、どうふうに感じたわけですがね。実際はそんなんでしょうか。それならば、私ども議員としても、むしろ法務大臣に、その点を積極的にやるようになぜ協力しないのか、そういう点を聞いてみなければならないわけですが、どうなんですか、真相は。

○政府委員(石井榮三君) 協力は十分

いただいておるのでござりますが、な

くとも、かように考えておるのでござ

ります。

○亀田得治君 協力は十分いただいて

おれば、これは警察の皆さんも本人に

会えるわけでしょうし、そうすれば、

それでもなお見い違い等があるとい

うのなら、あとはもう判断が残るだけの

問題ですね、協力は十分いただいてお

るのであれば、だから、そういうふう

に、すでに手をつけるべきところはつ

けてしまっておるのであるから、あと

は判断だけですからね。これはあなた

の方で、むしろ、この点とこの点の食

べ打合せを行つておるということを

聞いております。本日こちらへ参ります

前の警視総監の報告によりましても、

担当の刑事が東京地檢の方の係官の所

へ打ち合せに行つておるということを

聞いております。いましばらく御猶予

を願いたいと存じます。

○亀田得治君 ちようど刑事局長がお

られるので、大臣がおられないでの

は判断だけですかね。これはあなた

のつまわつてお聞きしたいわけです

が、先ほどからの長官のお答えのよう

い違いがあるからどうとか、はつきり

り判断をここに出すべき時期ではない

でしょうか、協力は十分あるのだから

ら、それを、ただいまの状態でするよ

うといつたって、何も新しいものは出

てこないと思いますね、協力はいただ

いておるのであるから。だから、その辺

にははだ私、大体真相ははつきりし

ているのだけれども、どうも何か早く

言いたくないというような感じを、私

抱くのですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(石井榮三君) 十分協力を

いただいておるのなら、問題解決では

ないかというふうにおどりいただいて

おるようございますが、十分協力と

いう表現では、あるいはそう申すのは

適切でなかつたかと思いますが、検察

当局におきましては、可能な限りにお

きまして私どもに御協力いただいてお

るのでございまして、訴訟手続の関係

上、いまだ検察側では全貌をそのまま

お示しただけないような面もあるよ

うでございますが、そういう関係か

に最後に納得できない割り切れない

といいますか、そういうものが残され

ておるといふうに御報告いたしたい

のであります。本日こちらへ参ります

のであります。そういうふうに鋭意

努力をいたしまして、できるだけのみ

やかに問題の解決をはかるべく、努力を

中でござります。いましばらく御猶予

を願いたいと存じます。

○亀田得治君 ちようど刑事局長がお

られるので、大臣がおられないでの

は判断だけですかね。これはあなた

のつまわつてお聞きしたいわけです

が、先ほどからの長官のお答えのよう

い違いがあるからどうとか、はつきり

り判断をここに出すべき時期ではない

でしょうか、協力は十分あるのだから

ら、それを、ただいまの状態でするよ

うといつたって、何も新しいものは出

てこないと思いますね、協力はいただ

いておるのであるから。だから、その辺

にははだ私、大体真相ははつきりし

ているのだけれども、どうも何か早く

言いたくないというような感じを、私

抱くのですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) お話を通り

でございまして、まあそれは不十分だ

本件はこの程度にとどめます。

点は協力すべきだ、むしろこういうふうに法務当局としても私はすべき問題だと思います。今の御説明のようないいと、結局は相手が協力してくれないと、どうなんですか、真相は。

○政府委員(石井榮三君) 協力は十分

いただいておるのでござりますが、な

くとも、かように考えておるのでござ

ります。

○亀田得治君 協力は十分いただいて

おれば、これは警察の皆さんも本人に

会えるわけでしょうし、そうすれば、

それでもなお見い違い等があるとい

うのなら、あとはもう判断が残るだけの

問題ですね、協力は十分いただいてお

るのであれば、だから、そういうふう

に、すでに手をつけるべきところはつ

けてしまっておるのであるから、あと

は判断だけですかね。これはあなた

のつまわつてお聞きしたいわけです

が、先ほどからの長官のお答えのよう

い違いがあるからどうとか、はつきり

り判断をここに出すべき時期ではない

でしょうか、協力は十分あるのだから

ら、それを、ただいまの状態でするよ

うといつたって、何も新しいものは出

てこないと思いますね、協力はいただ

いておるのであるから。だから、その辺

にははだ私、大体真相ははつきりし

ているのだけれども、どうも何か早く

言いたくないというような感じを、私

抱くのですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(石井榮三君) 十分協力を

いただいておるのなら、問題解決では

ないかといふうにおどりいただいて

おるようございますが、十分協力と

いう表現では、あるいはそう申すのは

適切でなかつたかと思いますが、検察

当局におきましては、可能な限りにお

きまして私どもに御協力いただいてお

るのでございまして、訴訟手続の関係

上、いまだ検察側では全貌をそのまま

お示しただけないよう面もあるよ

うでございますが、そういう関係か

に最後に納得できない割り切れない

といいますか、そういうものが残され

ておるといふうに御報告いたしたい

のであります。本日こちらへ参ります

のであります。そういうふうに鋭意

努力をいたしまして、できるだけのみ

やかに問題の解決をはかるべく、努力を

中でござります。いましばらく御猶予

を願いたいと存じます。

○亀田得治君 ちようど刑事局長がお

られるので、大臣がおられないでの

は判断だけですかね。これはあなた

のつまわつてお聞きしたいわけです

が、先ほどからの長官のお答えのよう

い違いがあるからどうとか、はつきり

り判断をここに出すべき時期ではない

でしょうか、協力は十分あるのだから

ら、それを、ただいまの状態でするよ

うといつたって、何も新しいものは出

てこないと思いますね、協力はいただ

いておるのであるから。だから、その辺

にははだ私、大体真相ははつきりし

ているのだけれども、どうも何か早く

言いたくないというような感じを、私

抱くのですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(石井榮三君) 十分協力を

いただいておるのなら、問題解決では

ないかといふうにおどりいただいて

おるようございますが、十分協力と

いう表現では、あるいはそう申すのは

適切でなかつたかと思いますが、検察

当局におきましては、可能な限りにお

きまして私どもに御協力いただいてお

るのでございまして、訴訟手続の関係

上、いまだ検察側では全貌をそのまま

お示しただけないよう面もあるよ

うでございますが、そういう関係か

に最後に納得できない割り切れない

といいますか、そういうものが残され

ておるといふうに御報告いたしたい

のであります。本日こちらへ参ります

のであります。そういうふうに鋭意

努力をいたしまして、できるだけのみ

やかに問題の解決をはかるべく、努力を

中でござります。いましばらく御猶予

を願いたいと存じます。

○政府委員(石井榮三君) 十分協力を

いただいておるのなら、問題解決では

ないかといふうにおどりいただいて

おるようございますが、十分協力と

いう表現では、あるいはそう申すのは

適切でなかつたかと思いますが、検察

当局におきましては、可能な限りにお

きまして私どもに御協力いただいてお

るのでございまして、訴訟手続の関係

上、いまだ検察側では全貌をそのまま

お示しただけないよう面もあるよ

うでございますが、そういう関係か

に最後に納得できない割り切れない

といいますか、そういうものが残され

ておるといふうに御報告いたしたい

のであります。本日こちらへ参ります

のであります。そういうふうに鋭意

努力をいたしまして、できるだけのみ

やかに問題の解決をはかるべく、努力を

中でござります。いましばらく御猶予

を願いたいと存じます。

○政府委員(石井榮三君) 十分協力を

いただいておるのなら、問題解決では

ないかといふうにおどりいただいて

おるようございますが、十分協力と

いう表現では、あるいはそう申すのは

適切でなかつたかと思いますが、検察

当局におきましては、可能な限りにお

きまして私どもに御協力いただいてお

るのでございまして、訴訟手続の関係

上、いまだ検察側では全貌をそのまま

お示しただけないよう面もあるよ

うでございますが、そういう関係か

に最後に納得できない割り切れない

といいますか、そういうものが残され

ておるといふうに御報告いたしたい

のであります。本日こちらへ参ります

のであります。そういうふうに鋭意

努力をいたしまして、できるだけのみ

やかに問題の解決をはかるべく、努力を

中でござります。いましばらく御猶予

を願いたいと存じます。

○政府委員(石井榮三君) 十分協力を

いただいておるのなら、問題解決では

ないかといふうにおどりいただいて

おるようございますが、十分協力と

いう表現では、あるいはそう申すのは

適切でなかつたかと思いますが、検察

当局におきましては、可能な限りにお

きまして私どもに御協力いただいてお

るのでございまして、訴訟手続の関係

上、いまだ検察側では全貌をそのまま

お示しただけないよう面もあるよ

うでございますが、そういう関係か

に最後に納得できない割り切れない

といいますか、そういうものが残され

ておるといふうに御報告いたしたい

のであります。本日こちらへ参ります

のであります。そういうふうに鋭意

努力をいたしまして、できるだけのみ

やかに問題の解決をはかるべく、努力を

中でござります。いましばらく御猶予

を願いたいと存じます。

○政府委員(石井榮三君) 十分協力を

いただいておるのなら、問題解決では

ないかといふうにおどりいただいて

おるようございますが、十分協力と

いう表現では、あるいはそう申すのは

適切でなかつたかと思いますが、検察

当局におきましては、可能な限りにお

きまして私どもに御協力いただいてお

るのでございまして、訴訟手続の関係

上、いまだ検察側では全貌をそのまま

お示しただけないよう面もあるよ

うでございますが、そういう関係か



法第二十五条第二項ただし書きを適用しないことといたしまして、同条第一項または第一項本文の要件が備わっている場合には、何度でも懲役刑の執行猶予の言い渡しをすることができるようになります。

の言い渡しをする場合をも含むのでございます。たとえば、第五条の罪と窃盜罪または公務執行妨害罪との併合罪について、懲役または禁固の言い渡しをする場合にも、補導処分の言い渡しをすることができるのです。

ます。すでに補導処分という強力な保護更正の措置をとります以上、あわせまして保護観察に付する要はないといふ趣旨であります。

次に、第二十一条、勾留状の効力の関係でございます。本条は、補導処分の言い渡しがありました場合における身柄の措置に関する規定であります。補導処分の言い渡しは、実刑の言い渡しではございませんけれども、

した場合には、検察官の執行指揮を要しないものといたしました。また、収容状によつて受けた身体の拘束は、補導処分の執行そのものではございませんが、設置される婦人補導院の数が少く、収容までにかなりの日数のかかる

本条は、成年の女子に限らず、男子及び少年にも適用され、また、第五条の罪の共犯者にも適用されるのでござります。本条が刑責を緩和する規定でありますことにかんがみて、公平の見地から、すべての第五条違反者に適用することとしたのであります。なお、本条の適用があるのは、新たに有罪とされた罪が第五条の罪だけである場合と、第五条と他の罪とについて刑法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑で処断されるべき場合とであります。が、後者の事例はきわめてまれな場合であろうと存じます。

補導処分は、懲役または禁固の執行を猶予する場合に限つて言い渡しをすることができるのであります。が、その趣旨は、なるべく実刑の執行を避け、補導処分によって更正の目的を達しようとするためであります。

本条第二項は、補導処分に付された者に対する措置を規定するものであります。が、生活指導、職業の補導、医療院法など、その詳細はすべて婦人補導院法の規定に譲られておるのであります。

次に、第十八条補導処分の期間の規定であります。六ヶ月という期間

罪と他の罪とにつき刑法第五十四条第三項の規定により第五条の罪の刑で処断されるべき場合だけに限られるのであります。従つて、第五条の罪と窃盜罪とで懲役に処せられた者に対する補導処分の言い渡しをしても、刑法第二十五条第一項に従いまして、同時に保護観察の言い渡しをすることができるのです。場合によつてはその言い渡しをしなければならないのであります。

次に、第二十条、補導処分の言い渡しの関係であります。本条は、補導処分の言い渡しを手続に關する規定であります。

その効果として身柄の収容を伴いますので、刑事訴訟法第三百四十五條の適用を排除し、勾留されている者については勾留状の効力を存置させることといたしました。しかし、実刑の言い渡しがあつた場合と同じ厳格さで身柄の確保をはかるのは、補導兎分の性質にそぐわないものと考えられますので、同法第三百四十三條及び三百四十四条の適用をも排除いたしまして、従つて、保釈中の者についても保釈が失効しないことになりますし、また、言い渡し後も、権利保釈が許されることはなるのでござります。

ことが予想されますので、その日数を補導処分の期間に算入することといたしましたのでございます。

次に、第二十三条、補導処分の競合の点でございます。本条は、二個以上の補導処分について、その執行を調整し、あまり長い期間にわたって補導処分が行われるのを避ける趣旨の規定でございます。補導処分は、六ヶ月の期間内にその目的を達することができるものとするのがこの法律の建前でございます。また、あまり長期間にわたりますときは、人権尊重の面から見ても好ましくないのであります。同一の女

次に、第十七条、補導処分関係。本条第一項は、補導処分の要件を定めたものであります。補導処分に付することができますのは、第五条の罪を犯した満二十才以上の女子であつて、性行または環境に照らして壳春を行なうおそれのある者に限られるのでございます。現状から見て補導処分を考慮する必要のない男子はもちろん、少年の女子にも適用されないのであります。少年については、成人とは異なつた取扱いが必要でありますと、少年法により家庭裁判所において適当な保護措置を講ずることとされています。補導処分の言い渡しをすることができますのは、第五条の罪のみについて懲役の言い渡しをする場合に限らず、第五条の罪を含む併合罪または廃断上の一罪につきまして、懲役または禁固

は、充春の習性のある者に対し、現在少年院等で行われているような職業教育を施すのには必ずしも十分でないと思われますが、第五条の罪に対する法定刑がきわめて軽いことを考慮いたしまして、生活転換の契機を与えるという意味での生活指導を中心に行なうことになりますが、その期間内に相当の効果をあげ、その者の社会復帰をはかることができるものと思われます。

補導処分の期間は、現実に婦人補導院へ収容されたときから起算されます  
が、収容状または再収容状による身体拘束等の期間は、その中に算入されることになります。

次に、第十九条は保護観察との関係であります。本案は、補導処分と刑法第二十五条第一項の規定による保

まして、執行猶予及び保護観察の言い渡し手続に關する刑事訴訟法第二百三十三条第二項と同じ内容のものであります。本条によつて補導処分を刑と同時に言い渡すこととしたいたしましたのは、第五条の罪を犯した成人の女子に対する保安処分の第一歩として、できるだけ現行刑事司法体系に即した制度を考えたためございます。従いまして、捜査から公判を終るまでの手続は、法律的にはすべて通常の刑事裁判におけると同じでございます。

なお、補導処分の言い渡しをする裁判所について法律上の制限はないのでござりますけれども、簡易裁判所は、第五条の罪について懲役刑を言い渡す裁判所となるであらうと考えるのでござります。

次に、第二十二条、収容の関係でございます。本条は、補導処分に付された者を婦人補導院に収容する手続のうち、強制手段を用いる場合を規定したものでございます。補導処分の裁判も、原則的には、検察官の指揮によつて執行されるのでございます。従つて、強制力を用いる必要がない場合には、検察官の執行指揮と婦人補導院への任意の出頭によつて、収容が行われることとなります。収容状を発する必要がある場合とはどういう場合かと申しますと、逃亡のおそれがある場合など、裁判の言い渡しを受けた者の任意の行為によつては収容することができないと認められる場合などをいふのでございます。なお、収容状には、執行指揮の場合と同じ記載事項及び添付書類が要求されているので、収容状を発

子に対し二個以上の補導処分の裁判が言い渡され、ともに執行可能な状態となるような事例は、実際にはほとんど生じないであろうと思われますが、その場合にも本条の適用がありますので、すでに裁判の確定した二つの補導処分のいずれについてもまだ執行が開始せられていない場合、一方の補導処分の執行が開始されれば、他方の補導処分について執行が行われなくても、その日数は、すべて他方の補導処分の期間に算入されることとなります。また、ある補導処分の執行開始後他の補導処分の裁判が確定したような場合は、その確定日以後における前の補導処分執行の日数は、後への補導処分の期間に算入されまして、算入されなかつた期間についてだけ後の補導処分の執

は、充春の習性のある者に対し、現在少年院等で行われているような職業教育を施すのには必ずしも十分でないと思われますが、第五条の罪に対する法定刑がきわめて軽いことを考慮いたしまして、生活転換の契機を与えるという意味での生活指導を中心に行なうことになりますが、その期間内に相当の効果をあげ、その者の社会復帰をはかることができるものと思われます。

補導処分の期間は、現実に婦人補導院へ収容されたときから起算されます  
が、収容状または再収容状による身体拘束等の期間は、その中に算入されることになります。

次に、第十九条は保護観察との関係であります。本案は、補導処分と刑法第二十五条第一項の規定による保

まして、執行猶予及び保護観察の言い渡し手続に關する刑事訴訟法第二百三十三条第二項と同じ内容のものであります。本条によつて補導処分を刑と同時に言い渡すこととしたいたしましたのは、第五条の罪を犯した成人の女子に対する保安処分の第一歩として、できるだけ現行刑事司法体系に即した制度を考えたためございます。従いまして、捜査から公判を終るまでの手続は、法律的にはすべて通常の刑事裁判におけると同じでございます。

なお、補導処分の言い渡しをする裁判所について法律上の制限はないのでござりますけれども、簡易裁判所は、第五条の罪について懲役刑を言い渡す裁判所となるであらうと考えるのでござります。

次に、第二十二条、収容の関係でございます。本条は、補導処分に付された者を婦人補導院に収容する手続のうち、強制手段を用いる場合を規定したものでございます。補導処分の裁判も、原則的には、検察官の指揮によつて執行されるのでございます。従つて、強制力を用いる必要がない場合には、検察官の執行指揮と婦人補導院への任意の出頭によつて、収容が行われることとなります。収容状を発する必要がある場合とはどういう場合かと申しますと、逃亡のおそれがある場合など、裁判の言い渡しを受けた者の任意の行為によつては収容することができないと認められる場合などをいふのでございます。なお、収容状には、執行指揮の場合と同じ記載事項及び添付書類が要求されているので、収容状を発

子に対し二個以上の補導処分の裁判が言い渡され、ともに執行可能な状態となるような事例は、実際にはほとんど生じないであろうと思われますが、その場合にも本条の適用がありますので、すでに裁判の確定した二つの補導処分のいずれについてもまだ執行が開始せられていない場合、一方の補導処分の執行が開始されれば、他方の補導処分について執行が行われなくても、その日数は、すべて他方の補導処分の期間に算入されることとなります。また、ある補導処分の執行開始後他の補導処分の裁判が確定したような場合は、その確定日以後における前の補導処分執行の日数は、後への補導処分の期間に算入されまして、算入されなかつた期間についてだけ後の補導処分の執





○委員長(青山正一君) 速記を始め  
て。

○委員長(青山正一君) 次に、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題

の方は御発言願います。

○大川光三君 外国人登録法の一部を改正する法律案に關連いたしまして、

去る二月十日、私から外国人犯罪に関する統計の資料の御提出をお願いいたしました。そして資料をいただいたのでござりますが、ちょっとと一見してわざりににくい点があるので、御説明をいただきたいと思います。これは、この表にあります「三十二年上半期外国人犯罪表」という、ます上半期と申しますのはいつからいつまでであるか、この点伺います。

○政府委員(山口喜雄君) それは警察署の方から出しました資料でござりますから、私の方からお答え申し上げます。一月から六月でございます。

○大川光三君 そこで、この表のうちで外国人の国籍別としまして、軍人軍人犯罪表といふ、ます上半期と申しますのはいつからいつまでであるか、この点伺います。

○政府委員(山口喜雄君) それは警察署の方から出しました資料でござりますから、私の方からお答え申し上げます。

○大川光三君 そこで、この表のうちで外国人の国籍別としまして、軍人軍人犯罪表といふ、ます上半期と申しますのはいつからいつまでであるか、この点伺います。

と思ひますけれども、この点もう一ぺんわかりやすく御説明を願いたい。

○政府委員(山口喜雄君) 発生と申し事件を起したという場合には一件でござります。検挙人員は二人になる。そ

れから検挙の方は、一月から六月までに検挙した件数をあげております。從いまして、三十一年中に起りました事

件で、三十二年の一月から六月までに検挙したものもこの検挙の中に入つてくるわけであります。そういう意味でござります。

○大川光三君 そういうたとえでござりますと、このい

たたいた表の一萬四千八百九十七件と

一萬五千七百九十三人に比べると、

これは倍加しますと、ただいまお示し

上げます。発生が八万五千二百二十件、検挙が八万五千五十二件、検挙人

員が七万三千三百二十人といふことに

なつております。それ以前の統計資料

をちょっと手元に持ち合せておりませ

んで、省略させていただきます。

○大川光三君 そういうたとえと、こ

の参考資料の表を倍加しますと、一

年間の犯罪総数が九万四千七百四件に

なりますね。そこで今御説明の三十一

年度分一年間を通じて総数で検挙人員

が七万三千二百といたしますと、三十

一年度に比べてその後の分がふえてお

るといふ計算になるわけですね。そ

ういうふうに考えてよろしいですか。

○大川光三君 三十二年の前半を大よそ二倍にしまし

た数字と比べてみますと、お説の通り、三十二年の方が犯罪が若干ふえてお

るといふふうに言えると思います。

○大川光三君 常識的にはこの表を倍

したものと、こう考えられますと、ことに

外国人登録法違反等は年々下ってきて

間の犯罪総数がわかりましたら、この際お知らせいただきたい。

○政府委員(山口喜雄君) 犯罪総数でござりますか。

○大川光三君 総数でけつこうでござ

います。

○政府委員(山口喜雄君) 三十二年の

一年間を通して刑法犯と刑法犯以外の特別法犯を合せまして総数を申し

上げます。発生が八万五千二百二十

件、検挙が八万五千五十二件、検挙人

員が七万三千三百二十人といふことに

なつております。それ以前の統計資料

をちょっと手元に持ち合せておりませ

んで、省略させていただきます。

○大川光三君 そういうたとえと、こ

の参考資料の表を倍加しますと、一

年間の犯罪総数が九万四千七百四件に

なりますね。そこで今御説明の三十一

年度分一年間を通じて総数で検挙人員

が七万三千二百といたしますと、三十

一年度に比べてその後の分がふえてお

るといふ計算になるわけですね。そ

ういうふうに考えてよろしいですか。

○大川光三君 三十二年の前半を大よそ二倍にしまし

た数字と比べてみますと、お説の通り、三十二年の方が犯罪が若干ふえてお

るといふふうに言えると思います。

○大川光三君 もう一つ、そのいわゆ

る犯罪総数のうちで外国人登録法違反

というものは、この表によりますと、

検挙人員数が一万四千八百九十七件で

すが、この数は三十一年度の犯罪数と

○大川光三君 この一萬五千七百九十三人といふのは三十二年度の一年間を通じてですか。

○政府委員(山口喜雄君) そうでござります。

○大川光三君 そうしますと、このい

たたいた表の一萬四千八百九十七件と

一萬五千七百九十三人に比べると、

これは倍加しますと、ただいまお示し

上げます。発生が八万五千二百二十

件、検挙が八万五千五十二件、検挙人

員が七万三千三百二十人といふことに

なつております。それ以前の統計資料

をちょっと手元に持ち合せておりませ

んで、省略させていただきます。

○大川光三君 そういうたとえと、こ

の参考資料の表を倍加しますと、一

年間の犯罪総数が九万四千七百四件に

なりますね。そこで今御説明の三十一

年度分一年間を通じて総数で検挙人員

が七万三千二百といたしますと、三十

一年度に比べてその後の分がふえてお

るといふ計算になるわけですね。そ

ういうふうに考えてよろしいですか。

○大川光三君 三十二年の前半を大よそ二倍にしまし

た数字と比べてみますと、お説の通り、三十二年の方が犯罪が若干ふえてお

るといふふうに言えると思います。

○大川光三君 常識的にはこの表を倍

したものと、こう考えられますと、ことに

外国人登録法違反等は年々下ってきて

なっております。そこでこの総数のう

ちの発生、検挙、それから人員、この

際に、一年以上になるとからぬとかがわかるわけでございます。

○小林英三君 私の聞いておりますのは、今度は一年未満については指紋を

とらぬということになるのでしょうか。

それの線を引かなくちゃならぬわけで

す。あなたの方でそういう名簿を作つた

たのが六ヶ月間ですね。そしたらすると

これを倍加しますと、ただいまお示し

上げます。発生が八万五千二百二十

件、検挙が八万五千五十二件、検挙人

員が七万三千三百二十人といふことに

なつております。それ以前の統計資料

をちょっと手元に持ち合せておりませ

んで、省略させていただきます。

○大川光三君 そういうたとえと、こ

の参考資料の表を倍加しますと、一

年間の犯罪総数が九万四千七百四件に

なりますね。そこで今御説明の三十一

年度分一年間を通じて総数で検挙人員

が七万三千二百といたしますと、三十

一年度に比べてその後の分がふえてお

るといふ計算になるわけですね。そ

ういうふうに考えてよろしいですか。

○大川光三君 三十二年の前半を大よそ二倍にしまし

た数字と比べてみますと、お説の通り、三十二年の方が犯罪が若干ふえてお

るといふふうに言えると思います。

○大川光三君 常識的にはこの表を倍

したものと、こう考えられますと、ことに

外国人登録法違反等は年々下ってきて

なっております。そこでこの総数のう

ちの発生、検挙、それから人員、この

意味を一応御説明いただきたい。たと

えば発生事件がある場合は集団的であつ

い場合はあるといふことを

おっしゃっていましたが、この三十一

年上半期以前の二年とか三年前のこと

が、こういうふうに短期間と申してお

ります。

○小林英三君 私の聞いておることは

違うのですよ。私が聞いているのは、

今まで何でもかんでも指紋をとつて

いたのですよ。今度はこの改正によつて、一年未満の人は指紋を押さな

くなるのです。そうすると、一年が来

たときに、あなたはもう一年以上になりますとか、一年未満とかいうことをはつきりと線を引かなくちゃならぬわけですか。それはどういうふうにして線を引かれるのですかどうかということなんです。

○政府委員(伊國佑二郎君) 一年未満

で入りましたものが延長して参りましたて、一年以上滞在し得ることになつたときに、そこに線を引くわけです。

○小林英三君 そうすると一年未満の場合には、今度の改正ではとらないのでしょう。ところが、一年未満であるか、一年以上になるかという区別をあ

なたの方でつけなければならないでしょ。それはどういふうなんですか。ずっと人々、日にちを勘定してやつて帳簿でも作つてやるんですか、それを聞いているのです。

○政府委員(伊國佑二郎君) 普通、外

国人があなたには旅券を持つてきます。その旅券の上に資格と、それから在留し得る期間が書いてございま

す。そしてその期限が切れますと不法残留ということになりますので、私の方ではカードを持っておりまして、これを延長の許可を得ずに、たとえば六十日で入りまして、延長の許可を得ずに残つております者は、不法残留としてすぐ調べるのですが、しかし普通は、本人が申し出まして、そろしてこ

ういう理由で延ばしてくれといふうなことを申しますので、全部私の方ではわかつております。

○小林英三君 それから改正の中に、本人の生年月日等が事実と相違してお

る場合と書いてありますね。その場合に、市町村長の権限によってそれを訂

正する、その権限が市町村長に与えら  
れる、こういふことです。市町村長は、生年月日がどういふうに違つているかということをどうやって調べるのですか。またどういふうな、どれを根拠にしてそれを訂正するのですか。

○政府委員(伊國佑二郎君) この本人

が申し出る場合をござります。それから警察とか検察官等で、私の方で本人を何らかの事件で調べておりますので、

そして本人より申し出ましたものが從

まして、そろして本人からこれは間違つておつたといふうなことがございましたら、そこで訂正いたします。

○小林英三君 そうすると生年月日が違うということは、本人がかつて申請した生年月日でしおうが、それが違うとか違わぬとかいうことを市町村長が見分けするには、本人の必ず申告に

よつて、これが正しいということを言つた場合にのみ市町村長がそれを変更する権限がある、こういふ意味ですか。

○政府委員(伊國佑二郎君) この初め

登録をいたしました際に、急にいたしまして、そのところ朝鮮人の団体が代理で何万人かの代理申請をしたといふうなものがござりますので、本人の故意でなくて間違つた登録が行われている場合がございますが、こういふのは、本人の説明でもつて訂正できます。それ以外には、本人が旅券とかその他の文書を持っております。あるいは婚姻の際等に戸籍謄本を取り寄せるとかいふうなのもございます。いろいろなものによるわけですが、初め本人が悪意でだましているのではなくて、そろい

うふうに代理申請したために、善意でございまして、通商代表部の方がこ

間違つているのが相当件数あります。

○小林英三君 私が承わつておりますのは、市町村長が生年月日等を訂正す

る権限を与えられているということですか。またどういふうな、どれを根拠にしてそれを訂正するのですか。

○政府委員(伊國佑二郎君) この本人

が申し出る場合をござります。それから警察とか検察官等で、私の方で本人を何らかの事件で調べておりますので、

そして本人より申し出ましたものが從

まして、そろして本人からこれは間違つておつたといふうなことがございましたら、そこで訂正いたします。

○小林英三君 そうすると生年月日が違うということは、本人がかつて申請した生年月日でしおうが、それが違うとか違わぬとかいうことを市町村長が見分けするには、本人の必ず申告に

よつて、これが正しいということを言つた場合にのみ市町村長がそれを変更する権限がある、こういふ意味ですか。

○政府委員(伊國佑二郎君) この初め

登録をいたしました際に、急にいたしまして、そのところ朝鮮人の団体が代理で何万人かの代理申請をしたといふうなものがござりますので、本人の故意でなくて間違つた登録が行われている場合がございますが、こういふのは、本人の説明でもつて訂正できます。それ以外には、本人が旅券とかその他の文書を持っております。あるいは婚姻の際等に戸籍謄本を取り寄せるとかいふうなものもございます。いろいろなものによるわけですが、初め本人が悪意でだましているのではなくて、そろい

うふうに代理申請したために、善意でございまして、通商代表部の方がこ

ちらへ見えますときには、外務省においていかなる取扱いをするかということ

ことがきまりまして、そろして査証が

出るわけござります。その際に、私は必ず本人の申し立てにおいて、これ

は正しいのだといふことを聞いた上で

なければやれないのかといふことを聞いています。

○説明員(賀島中君) 旅券を持ってい

る外国人は旅券によつて、あるいは国

籍証明によつて法的証明を要求いたし

ます。大部分の今の訂正する部分の外

国人は、朝鮮人が大へん多いわけでございませんが、朝鮮人は戸籍謄本が取り

寄せられまして、戸籍法は日本のと同じような方法を実施してゐるのでございまして、それで大体原籍が南鮮の方

が九五%でござりますので、大部分の者がそれで間に合はしておられます。証明書を要求しております。

○棚橋小虎君 この法律をそのまま適用して参りますと、国交上非常に支障を來たすような場合が考えられるのであります。それがそれで間に合はしておられます。証明書を要求しております。

○棚橋小虎君 この法律をそのまま適用して参りますと、国交上非常に支障を來たすような場合が考えられるのであります。それがそれで間に合はしておられます。証明書を要求しております。

○棚橋小虎君 まだほんとうの最後の決定段階には

うして指紋をとらないようにしてもらう、

こういふうに考えて、そろして今外務省と折衝をいたしておりまして、大

体外務省も、こちらで指紋をとらん

でもいいような査証を向うで発行して

くれることになると思つております。

○大川光三君 しては、国際慣例を広く解釈して、そ

うして指紋をとらないようにしてもらう、

臣に連絡してお伺いしますが、今お話しの国際慣例によるものとして一つの

ことだございましたがね。この「外

交問題のような場合は、なるほど、その国に該当する場合に、その問題がいかに解決されるか、あるいは外交官といふものは、どうするかといふうに示してあるわけですね。それは「国際慣習による者」に準じて、第一に「国際慣習による者」の例として、外國の元首、その他随員及びこれらの家族で外交旅券を所持し、在留資格何れを与えられた者といふように、まあ(向か)と、こういふふうに示してあるわけですね。

○大川光三君 その例として、外國の元首、その他

の段階におきましては、外國人待遇のことだございまして、これはなかなか重大な問題と考えまして、一つ例外規定を置きますと、それに基きまして、だんだんとそれが拡張されてくる

おそれもありますので、とりあえずの措置といたしましては、この法律並びに国際慣例の解釈によって、今当面しております通商代表部の問題は解決しておりますが、その点に対しても政府はどうぞおもります。

○大川光三君 おもと、わざわざ一般的に考えてみますと、われわれ一般的に見て、外國人登録法には何ら明文がないことだございましたがね。この「外

国人登録事務執務提要」というものを

見てみると、それが何ら明文がないことだございましたがね。この「外



証人等の被害についての給付に  
関する法律

## (目的)

第一条 この法律は、刑事案件の証人若しくは参考人又はその近親者が証人又は参考人の供述又は出頭に關して他人からその身体又は生命に害を加えられた場合に國において療養その他の給付を行うこととすることにより、証人又は参考人の供述及び出頭を確保し、もつて刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律で「証人」とは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一条)の規定による証人をいい、共同被告人の一人が供述する場合において、その供述が他の共同被告人に關する事項を含むものであるときは、その共同被告人は、同法の規定による証人とみなす。

2 この法律で「参考人」とは、他人の刑事案件(刑事被告事件及び被疑事件をいい、勾留又は保釈に関する裁判の手続を含むものとする。以下同じ。)について検察官、檢察事務官又は司法警察職員(鐵道公安職員を含むものとし、以下「捜査機関」という。)に対し自己の実験した事實を供述する者及び他人の刑事案件について裁判所又は裁判官に対し自己の実験した事實を供述する者であつて証人以外のものをいう。

第三条 証人又は参考人が刑事案件に關し裁判所、裁判官又は捜査機関に對して出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより、当該証人若しくは参考人又はこれらの者の配偶者(婚姻の届出をしないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む)、直系血族若しくは同居の親族(以下「証人等」という。)が、他人からその身体又は生命に害を加えられたときは、國は、この法律に定めるところにより、被害者その他の者に対する給付を行ふ。

## (給付の種類)

第五条 第三条の規定による給付の種類は、次のとおりとする。

一 療養給付(被害者が負傷し又は疾病にかかる場合における必要な療養又は当該療養に要する費用の給付)

開に對し供述(参考人があつては、書面による供述を含む。以下同じ。)をし、又は供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより、当該証人若しくは参考人又はこれらの者の配偶者(婚姻の届出をしないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む)、直系血族若しくは同居の親族(以下「証人等」という。)が、他人からその身体又は生命に害を加えられたときは、國は、この法律に定めるところにより、被害者その他の者に対する給付を行ふ。

(給付をしないことができる場合)  
第四条 次の各号の一に該當するときは、前条に規定する給付の全部又は一部をしないことができる。  
一 証人若しくは参考人又は被害者と加害者との間に親族關係(事實上の婚姻關係を含む。以下同じ。)があるとき。  
二 証人等が加害行為を誘發したとき、その他当該被害につき、証人等にも、その責に帰すべき行為があつたとき。

三 証人又は参考人が、加害行為の原因たる事実が生じた日から起算して二年以内に限り、行うことができる。

(給付の範囲、金額、支給方法等)  
第六条 前条の給付の範囲、金額及び支給方法、遺族給付を受けるべき遺族の範囲及び順位その他給付に關し必要な事項は、警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)による災害給付に関する法律による給付に相當する給付が行われたときは、当該給付の支

二 障害給付(被害者が負傷し又は疾病にかかりなおつた場合に同じ。)をし、又は障害が発生する場合に、なお存する身体障害に対する給付)

(三 遺族給付(被害者が死亡した場合において、その遺族であつて、証人等の範囲に属し、かつ、加害者との間に親族關係がないものに対して行う給付)  
四 葬祭給付(被害者が死亡した場合において、証人等の範囲に属し、かつ、加害者との間に親族關係がないものに対して行う給付)  
五 打切給付(被害者が療養給付開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合における給付)

2 前項に掲げる給付のほか、被害者が負傷し又は疾病にかかり、そのため従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合において、他に収入のみちがない等特に必要があるときは、休業給付を行うことができる。

(給付の範囲、金額、支給方法等)  
第六条 前条の給付の範囲、金額及び支給方法、遺族給付を受けるべき遺族の範囲及び順位その他給付に關し必要な事項は、警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)による災害給付に関する法律による給付に相当する給付が行われたときは、当該給付の支

給原因たる事實と同一の事實については、当該給付の限度において、この法律による給付を行わない。

第八条 この法律による給付を受けるべき者が給付の原因である損害につき賠償の責任を有する者から損害の賠償を受けたときは、その額の限度において、この法律による給付を行わない。

2 国は、この法律による給付を行つたときは、その額の限度において、給付を受けた者が給付の原因である損害につき賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

二月十八日本委員会に左の案件を付託された。  
一、外国人登録法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月三日)

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行し、この法律の施行後における証人又は参考人供述又は出頭に係る被害について適用する。

## 附 則

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行し、この法律の施行後における証人又は参考人供述又は出頭に係る被害について適用する。

## (損害賠償との関係)

第九条 この法律による給付を受けた者は、これを受けようとする権利は、これを受けようとする者の請求に基いて、法務大臣が裁定する。

二 前項の請求は、当該給付の支給原因たる事実が生じた日から起算して二年以内に限り、行うことができる。

(権利の保護)

第十条 この法律による給付を受けた権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

第十一條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

二 この法律による給付に関する書類には、印紙税を課さない。

(権限の委任)

第十二条 法務大臣は、政令の定め